

だれでも自由にできる選挙・政治活動

支持政党の勝利のため、次のような選挙活動、政治活動は自由にできます。正々堂々ととりくみましょう。

政 策号外の配布

選挙に直接かわりのない政党の政策や実績、他党批判などを掲載した政党機関紙、地域新聞などの号外は通常の方法で自由に配布できます。

ただし、公示前に発行したもので候補者の氏名、写真入りのものは、選挙期間中、全戸配布や駅頭、街頭など不特定多数への配布はできません。



個 々面接による投票依頼



戸別訪問ではなく、有権者にたまたま会った機会に投票を依頼する行為(個々面接)は自由にできます。

電 話による選挙活動

電話による選挙活動は、なんら制限がありません。投票依頼も自由にできます。

署 名活動

選挙活動に直接かわりのない「憲法改悪反対」「消費税増税反対」や「介護保険の改善」などの署名活動は自由にできます。投票依頼にわたる行為はできません。



自 由にできる後援会活動

後援会員への「後援会ニュース」の配布、民商の仲間、友人、知人などに個々面接や電話などで後援会への入会を訴えることは自由にできます。また、後援会員が集まり選挙対策などの内部集会を開くこともできます。また、応援弁士、推薦人、アナウンサーなど運動員になってもらうために友人、知人の家を訪問し交渉することはできます。

募 金と寄付

個々面接で募金を集めることができます。また、個人として支持する政党や候補者に選挙資金を寄付することは自由にできます。



期 日前投票をすすめる

旅行や出張の人には貴重な一票を無駄にしないよう、期日前投票をすすめましょう。

期日前投票について

投票日に投票できない人は期日前投票をおこなうことができます。投票期間は公示日の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時までです。場所は各市町村に1カ所以上設けられる「期日前投票所」です。投票の仕方は、投票日に投票に行けないむねの「宣誓書」を提出し、投票用紙を直接投票箱に入れます。従来の不在者投票と比べ手続きが大幅に簡素化されています。



法 定ビラの配布

参議院選挙では、3種類以内の法定ビラを基本的に自由に配布できます。但し、国、公共団体が管理している建物には配布できません。

政 策パンフレットの普及、配布



従来の政策宣伝パンフレットの販売、普及活動は自由にできますが、拡声器使用はできません。ただし、候補者名の記載されたものは、選挙期間中、不特定多数への普及・配布はできません。

腕 章の着用

政策号外の配布などのときに、政党または党後援会名を書いた腕章を着用することは制限されません。

干渉・妨害を許さないために

① 警察の尾行・張り込みは抗議してやめさせよう

- 警察の尾行・張り込み・聞き込みなどがあつたら、軽視せず、すぐ関係組織と国民救済会へ連絡する。
- 尾行・張り込みは「職権乱用による選挙の自由妨害罪」にあたり、禁止されています。その場で抗議してやめさせる。

② 不審尋問には応ずる義務はない

- 「なぜ質問するのか」と理由をただし、「関係ない」と答える。
- 答弁の強要や持ち物検査、強制連行は「警察官職務執行法」で禁止されている。抗議してやめさせる。

③ 警察の干渉をまねかないために

- 自転車の無断借用、無灯火、酔っぱらい運転は禁物。

④ 不当逮捕には「黙秘」でたたかう

- 国民救済会の弁護士を要求する。
- すべての調書に署名・捺印をしない。
- 「黙秘」は憲法が保障する国民の権利。住所・氏名を含めて、取り調べにいったい答えない。



⑤ 宣伝中の暴力行為には

謀略ビラや暴力的な妨害を許さず、民主主義の土台を守るという視点で反撃することが重要。

宣伝中に(1)水をかけられる、(2)石や物を投げられる、(3)殴られる、(4)大声で罵声を浴びせおどされる…などの暴力行為をされた時には

- 相手の挑発に乗らず、逃げずに必要な応援を求めながら、毅然(きぜん)と宣伝行動を続ける。
- 具体的な被害が生じたときには犯人を取り押さえ、警察に引き渡す。但し、警察には迅速に連絡し、できるだけ早く引き渡す。

【留意事項】①カメラ(ビデオ)、テープレコーダーを用意し、いつでも証拠を収集・保全出来るようにしておきます。②全体の状況とともに妨害者を撮影し、人物の特定ができるようにします。③投げられた物を保管します。④マイクがあれば、その場で「選挙妨害や危険な犯罪行為をやめさせましょう」と呼びかけます。